

○佐賀県警察運営総合対策委員会に関する訓令

昭和46年2月15日

本部訓令第8号

(設置及び目的)

第1条 警察本部に、佐賀県警察運営総合対策委員会（以下「委員会」という。）を置き、社会情勢の変化に即応する警察のあり方について、長期的展望のもとに総合的に研究、審議し、もつて佐賀県警察の今後の警察運営に資することを目的とする。

本条…全部改正〔昭和56.7本部訓令18〕

(委員会の構成)

第2条 委員会に委員長及び委員を置き、次に掲げる職にある者をもつて構成する。

- (1) 委員長 警察本部長
- (2) 委員 警察本部の各部長及び首席監察官並びに九州管区警察局佐賀県情報通信部長

本条…一部改正〔平成7.4本部訓令11、15.6本部訓令10、16.6本部訓令9〕

(委員会の運営)

第3条 委員会は、委員長が必要と認めるとき開催するものとする。

- 2 委員長は、必要により委員以外の者に対し、委員会への出席を求めるものとする。
- 3 委員会の開催、その他委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

(幹事会)

第4条 委員会を補佐するために幹事会を置き、幹事会は、検討項目の業務を所管する部長及び警察本部の各部の庶務担当課をもつて構成する。

- 2 幹事会の会長は、検討項目の業務を所管する部長をもつて充て、当該部長が幹事会を主宰する。
- 3 幹事会の会長は、委員長の命じた事項について研究、審議し、その結果を委員会に報告するものとする。
- 4 幹事会の会長は、必要により幹事会以外の者に対し、幹事会への出席を求めるものとする。

本条…全部改正〔平成7.4本部訓令11〕、一部改正〔平成21.3本部訓令5、23.3本部訓令3〕

(研究会)

第5条 幹事会に、佐賀県警察の総合運営に関する検討事項についての専門的な調査、研究を推進するため研究会を置く。

2 研究会の会長は、研究項目の業務を所管する課の課長をもつて充て、副会長及び会員は次の者をもつて構成する。

副会長 警務部警務課人事企画官

会員 警務部警務課課長補佐（企画担当）

生活安全部生活安全企画課課長補佐（企画担当）

生活安全部地域課課長補佐（企画担当）

刑事部刑事企画課課長補佐（企画担当）

交通部交通企画課課長補佐（企画担当）

警備部警備第一課課長補佐（企画担当）

3 研究会は、研究会の会長が主宰し、委員長又は幹事会の会長から命じられた事項について調査、研究し、その結果を委員会又は幹事会に報告するものとする。

4 研究会の会長は、必要により研究会以外の者に対し、研究会への出席を求めることができる。

本条…全部改正〔平成7.4本部訓令11〕、一部改正〔平成16.6本部訓令9、18.3本部訓令10、21.3本部訓令5、23.3本部訓令3、27.3本部訓令9〕

（処務）

第6条 委員会の処務は、警務部警務課で処理するものとする。ただし、委員長が必要と認めた場合は、検討項目の業務を所管する部の庶務担当課で処理するものとする。

2 幹事会及び研究会の処務は、幹事会又は研究会を主宰する課が処理する。

本条…追加〔平成7.4本部訓令11〕、一部改正〔平成21.3本部訓令5、23.3本部訓令3〕

附 則

この訓令は、昭和46年2月15日から施行する。

附 則（昭和47年3月13日本部訓令第7号）

この訓令は、昭和47年4月1日から施行する。

附 則（昭和56年7月8日本部訓令第18号）

この訓令は、昭和56年7月8日から施行する。

附 則（昭和61年3月24日本部訓令第6号）

この訓令は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則（平成7年1月30日本部訓令第2号）

この訓令は、平成7年2月1日から施行する。

附 則（平成7年4月24日本部訓令第11号）

この訓令は、平成7年4月24日から施行する。

附 則（平成15年6月20日本部訓令第10号）

この訓令は、平成15年6月20日から施行する。

附 則（平成16年6月1日本部訓令第9号）

この訓令は、交付の日から施行する。

附 則（平成18年3月31日本部訓令第10号）

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月25日本部訓令第5号）

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。〔以下略〕

附 則（平成23年3月31日本部訓令第3号）

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月6日本部訓令第9号）

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。